

令和7年度 第1回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和7年（2025年）4月10日

日野市教育委員会

令和7年度第1回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和7年(2025年)4月10日(木)
14時00分～14時39分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長職務代理者 高木 健夫 委 員 真野 広
委 員 正留 久巳 委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教育部長 中田 秀幸 教育部参事 宇田川 裕美
(兼教育指導課長)
教育部参事 飯倉 直子 庶務課長 釜堀 亜矢子
(兼ふるさと文化財課長)
学務課長 石原 收 教育指導課主幹 坪田 充博
統括指導主事 前田 健太 発達・教育支援課長 高原 洋平
生涯学習支援課長 大村 国博 生涯学習支援課主幹 須崎 晃俊
教育センター事務長 綿貫 真二 図書館長 奥住 大輔

傍聴者 1名

書記 庶務課係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名
教育長職務代理者

高木 健夫

議事録署名
委 員

真野 広

議事内容

議案

- 第1号 令和7年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について
- 第2号 日野市 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱の専決処分について
- 第3号 第34期日野市社会教育委員の解嘱及び委嘱の専決処分について
- 第4号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について
- 第5号 日野市立学校教員の措置の専決処分について
- 第6号 学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第7号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第8号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願審査

- 第7-1号 24年3月13日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見書を出そう等の請願

報告事項

- 第1号 令和7年第1回日野市議会定例会の報告
- 第2号 令和6年度就学援助申請者数及び認定者数
- 第3号 要綱の制定及び改廃の報告（令和7年1月～令和7年3月）
- 第4号 行政情報の公開請求
- 第5号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和6年10月～令和7年3月）

(議事の要旨)

開始 14時00分

[高木教育長職務代理者]

ただいまから、令和7年度第1回教育委員会定例会を開会いたします。

堀川拓郎前教育長におかれましては、任期満了のため、令和7年3月31日をもって退任されました。

後任の教育長が選任されるまでの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者であります私が教育委員会の会議を主宰いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴を許可したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案8件、請願審査1件、報告事項5件です。

議事に入ります前に、事務局より発言を求められていますので、発言を許可します。教育部長。

[中田教育部長]

教育部長でございます。令和7年4月1日付の人事異動に伴い、説明員に変更がございましたので、御紹介申し上げます。

教育部参事兼教育指導課長、宇田川でございます。

[宇田川教育部参事]

宇田川でございます。よろしくお願いいたします。

[中田教育部長]

教育部参事兼ふるさと文化財課長、飯倉でございます。

[飯倉教育部参事]

飯倉でございます。よろしくお願いいたします。

[中田教育部長]

学務課長、石原でございます。

[石原学務課長]

石原でございます。よろしくお願いいたします。

[中田教育部長]

生涯学習支援課長、大村でございます。

[大村生涯学習支援課長]

大村でございます。よろしくお願いいたします。

[中田教育部長]

生涯学習支援課主幹、須崎でございます。

[須崎生涯学習支援課主幹]

須崎でございます。よろしくお願いいたします。

[中田教育部長]

教育センター事務長、綿貫でございます。

[綿貫教育センター事務長]

綿貫でございます。よろしく申し上げます。

[中田教育部長]

説明員変更の紹介は以上でございます。よろしくお願いたします。

[高木教育長職務代理者]

新任の説明員の方、よろしくお願いたします。

会議の進め方ですが、請願第7-1号は、議事の最後に審査したいと思います。また、議案第5号及び議案第8号は、公開しない会議とし、最後に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、請願第7-1号の審査は、公開する議事の最後に行います。

また、会議規則第10条により、議案第5号及び議案第8号は、公開しない会議とし、請願審査の後に審議します。

なお、事務局説明員が随時、入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、事務局説明員が随時、入退室をいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、令和7年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第1号 令和7年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第1号 令和7年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について御説明いたします。

提案理由でございます。日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第3条の規定に基づき、令和7年度日野市教育委員会評価委員を委嘱するものです。

次ページをお開き願います。氏名、住所、所属につきましては、記載のとおりでございます。

お一人目、生島美和氏は、帝京大学教育学部教育文化学科の准教授を務められ、担当されている生涯学習・社会教育学を専門とするゼミの学生が日野市中央公民館で事業に参加したり、御自身は日野市公民館運営協議会委員を務めていただくなど、日野市の生涯学習との関わりが深い方です。

お二人目、中澤正人氏は、明星大学の教職担当客員教授でいらっしゃいます。元は日野

市立学校で校長を務められており、現在は日野市教育センター運営審議会委員を務めていただくなど、日野市の学校教育と関わりが深い方です。

お二人とも、今年度新たに委員をお願いするものです。評価委員の広く深い見識から市の事業について率直な御意見をいただき、効果的な教育行政の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

それでは、私、高木から意見を述べさせていただきます。

提示いただきました評価委員に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和6年4月より、日野市では第4次日野市学校教育基本構想などに基づき、各種の学校教育部門、生涯学習部門の事業を展開しております。新任のお二人の評価委員の先生には、これらの事業について、専門家の目で多角的に評価・助言いただくことが重要だと考えております。お二人の先生によりしくお願いしたいと思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。

令和7年度日野市教育委員会評価委員の委嘱についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 日野市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第2号 日野市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱の専決処分について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第2号 日野市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱の専決処分について御説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市地域学校協働活動推進員等設置要綱の規定に基づく委嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決によりこれを行いましたので、報告し承認を求めるものです。

次ページの4及び5ページを御覧ください。推進員として委嘱される方でございます。
なお、推進員につきましては、校長からの推薦に基づき選出しております。
任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日まででございます。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明は終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。
なければ、御意見を伺います。
なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。
お諮りします。

日野市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱の専決処分についてを
原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号 第34期日野市社会教育委員の解嘱及び委嘱の専決処分について、事務局
より提案理由の説明をお願いします。生涯学習支援課主幹。

○議案第3号 第34期日野市社会教育委員の解嘱及び委嘱の専決処分について

[須崎生涯学習支援課主幹]

生涯学習支援課主幹でございます。

議案書7ページを御覧ください。議案第3号 第34期日野市社会教育委員の解嘱及び
委嘱の専決処分について御説明いたします。

提案理由でございます。日野市社会教育委員の設置に関する条例の規定に基づく解嘱及
び委嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務
代理者専決によりこれを行いましたので、報告し承認を求めるものです。

次のページ、8ページをお開きください。解嘱者及び委嘱者については、表のとおりで
ございます。学識経験者及び学校教育の関係者については、人事異動等に伴い、後任の方
に補欠委員として委員を委嘱するものです。

なお、任期については、前任者の残任期間である令和8年4月30日までとなります。
説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明は終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。
なければ、御意見を伺います。
なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。
お諮りします。

第34期日野市社会教育委員の解嘱及び委嘱の専決処分についてを原案のとおり承認す
ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育センター事務長。

○議案第4号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について

[綿貫教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。

議案第4号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について、御説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。提案理由でございます。日野市立教育センター設置条例第9条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会にお諮りする時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決により任命を行いましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案書の10ページの表を御覧ください。第11期日野市立教育センター運営審議会委員8名のうち、本日承認をお願いする5名につきましては、学校教育関係者及び教育行政機関関係者からの選出でございますので、4月1日以降の新体制での選出になります。委員の氏名、選出母体等につきましては、記載のとおりでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和7年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終了します。

お諮りします。

第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり承認されました。

議案第6号 学校運営協議会委員の任命の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第6号 学校運営協議会委員の任命の専決処分について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第6号 学校運営協議会委員の任命の専決処分について、御説明いたします。

議案書17ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命及び第17条の規定に基づく委員の解任について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決により任命及び解任を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

次ページの18ページから28ページを御覧ください。解任される方及び新たに任命される方とその任期は、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。

学校運営協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第6号は原案のとおり承認されました。

議案第7号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。図書館長。

○議案第7号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について

[奥住図書館長]

図書館長でございます。

議案書29ページを御覧ください。議案第7号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。図書館運営の秩序維持のため、具体的根拠を示し、利用者に対し退去等を求めることができるよう、日野市立図書館運営規則の一部を改正するものです。

本改正につきましては、対象とする利用者の範囲が広い図書館において、快適な利用環境を維持し、図書館職員の安全及び健康の確保並びに安定的な図書館運営を促進するために必要な体制を整備するものとして、館長の権限による利用の制限等に関する規定を具体化するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。32ページを御覧ください。

い。下線部分が改正箇所になります。

第4条、「利用の制限」を「利用の禁止又は制限及び退去命令」に改め、これらを求めることができる場合についても明文化いたします。

具体的には、第1号、「公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。」、第2号、「他の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。」、第3号、「施設、付帯設備、図書館資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。」、第4号、「この規則又は係員の指示に従わないとき。」、第5号、「前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。」としております。

なお、ただいま御説明いたしました各号の規定内容につきましては、他の団体の規定を参考にしております。

付則でございます。この規則は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。

日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決すること
に異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

報告事項第1号 令和7年第1回日野市議会定例会の報告について、事務局より報告を
お願いします。庶務課長。

○報告事項第1号 令和7年第1回日野市議会定例会の報告について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書41ページを御覧ください。報告事項第1号 令和7年第1回日野市議会定例会
の報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。

1、会期は、2月25日火曜日から3月21日金曜日の25日間で行いました。

2、一般質問は、質問者23名、うち教育委員会関係は7名、質問件数は41件、うち
教育委員会関係は8件で行いました。

3、議案は、市長提出議案40件、うち教育委員会に関するものは2件、また議員提出
議案は2件、教育委員会に関するものはございませんでした。

議案の1つ目、令和6年度日野市一般会計補正予算（第10号）でございます。可決さ

れております。

補正総額は歳入歳出とも1億5,113万円の減、うち教育費は2億3,468万5,000円の増でございます。

予算総額は歳入歳出とも794億9,081万4,000円、うち教育費は96億524万2,000円でございます。

議案の2つ目、令和7年度日野市一般会計予算でございます。可決されております。

予算総額は歳入歳出とも780億7,400万円、うち教育費は106億9,614万2,000円でございます。

4、請願については、5件のうち教育委員会に関するものはございませんでした。

報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、報告事項第1号を終了いたします。

報告事項第2号 令和6年度就学援助申請者数及び認定者数について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第2号 令和6年度就学援助申請者数及び認定者数

[釜堀庶務課長]

議案書43ページを御覧ください。報告事項第2号 令和6年度就学援助申請者数及び認定者数について御報告いたします。

次ページをお開き願います。申請者数、認定者数、否認者数については、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

私から1点、質問させてもらってよろしいですか。

トレンドを見てみますと、毎年、申請者数なり、あるいは人数も比率がだんだん右肩下がり減少傾向にあるんですが、直近の令和5年あるいは6年度の数値があればなんですけれども、金額として日野市の就学援助の総額が年間どのくらいになっているのか、概略で結構なんですが、教えてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[釜堀庶務課長]

直近の令和5年度決算の額となりますが、就学援助の支給額の総額は約1億4,700万円となっております。

以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

ありがとうございます。

ほかに何か御質問・御意見はございますか。

なければ、報告事項第2号を終了いたします。

報告事項第3号 要綱の制定及び改廃の報告(令和7年1月～令和7年3月)について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第3号 要綱の制定及び改廃の報告(令和7年1月～令和7年3月)

[釜堀庶務課長]

議案書45ページを御覧ください。報告事項第3号 要綱の制定及び改廃の報告(令和7年1月～令和7年3月)でございます。

次ページをお開き願います。要綱の名称、適用日、制定・改廃の理由は、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了しました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。なければ、報告事項第3号を終了いたします。

報告事項第4号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第4号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

議案書47ページを御覧ください。報告事項第4号 行政情報の公開請求について御報告いたします。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告は終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、報告事項第4号を終了いたします。

報告事項第5号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(令和6年10月～令和7年3月)について、事務局より報告をお願いします。生涯学習支援課主幹。

○報告事項第5号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(令和6年10月～令和7年3月)

[須崎生涯学習支援課主幹]

生涯学習支援課主幹でございます。

議案書49ページをお開き願います。報告事項第5号 日野市教育委員会後援等名義使

用実績報告（令和6年10月～令和7年3月）について御報告いたします。

議案書50ページから53ページまでにおいて、申請のあった団体、事業名、目的等を記載してございます。

議案書53ページをお開き願います。令和6年下半期の集計でございます。

承認件数につきましては、下半期合計で42件でございます。

内訳は、スポーツ9件、音楽・美術8件、講演会15件、イベント9件、ほか1件、計42件となっております。

令和5年度の下半期と比較して2件の減となっております。

報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告は終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、報告事項第5号を終了いたします。

請願第7-1号 24年3月13日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見書を出そう等の請願。

事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第7-1号 24年3月13日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見書を出そう等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書37ページを御覧ください。請願第7-1号、受付年月日、令和7年3月18日。件名、24年3月13日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見を出そう等の請願でございます。

請願者の住所・氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、38ページから39ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

中教審がやってきているこの「教員の5層化」は、本当に怖いことだと思います。左側に書いたように、ちょうどこれが、君が代の強制の10.23通達と時期が符合しておりますね。2003年10月が横山洋吉氏の君が代強制の異常な通達ですね。もうこれは裁判では違法だと、減給以上の処分は違法だという判決が出ています。そういったものと、それから主幹教諭の導入の2003年4月というのは、年が近いですね。主任教諭新設は2009年4月です。これは命令一下の5層化体制にしたということです。

中教審は、都教委の主任教諭を「主務教諭」という名前で、全国に汚染を広げるということをやっているわけですね。学校というのは、1ページの右上に書いているように、民主的で同僚性を発揮できて、やりがいがないと駄目なんです。都教委が敷いたレールあるいは日野市教育委員会が敷いたレールの上だけでやっていたら、その上でやって悪くないものもあるけれども、主体性・独創性はありません。

それで、『紙の爆弾』4月号にこの辺は全部書いてございますけれども、そういった中身を市の全教職員に周知するとともに、意見書を文科省に出してくれということです。

今のは、英語で言うと「SVO」の「SV」までなんですね。何を周知させていくかという「O」の内容が2番にございまして、文科省が作った主務教諭のビラでは、「児童の教育をつかさどる」ということのほかに、「命を受けて総合調整を行う」と書いてあるんですが、これがくせ者です。この「命を受けて」というのは命令ですから、上意下達になるわけです。こういうものは軍隊や軍需産業にある言葉です。

吉村美貴子氏は、今日の午前中に都教委に行ってきましたけれども、人事部長は秋田一樹(いつき)さんに代わりましたけれども、吉村氏は、①に書いたように、「校長の示す学校経営計画・方針を具体化するとともに、主幹教諭を通じて管理職に具申する」と、直接言うなど言うんですよね。何かスクールカーストですよ、これ。暇のできた管理職は「一層マネジメントに専念できるようにする」そのようなことを吉村氏は言っております。

2ページに行きまして、では何を伝えてほしいか。生徒や保護者、それから教職員の中で上昇志向でない方々が言うことはやっぱり正しいことが多いですから、そこはぜひ、都教委のやっている君が代の強制や、あるいは自衛隊に生徒を連れていくような変なことはやめるべきですね。

2-2です。スクールカースト、アナクロニズムです。主幹教諭なんかは通さないで、直接、いわゆる一般教諭も主任教諭も、校長に言いたいこと、言うべきことは言えればいいんです。例えば宿泊防災訓練という都教委が大々的に自衛隊と連携してやって、2つの都立高校の生徒を駐屯地に連れていったような事案については、「消防庁があるでしょう」、「大学の研究室と連携しましょう」と、こういう対案を出せばいいんです。

それから2-3です。主任教諭が管理的業務を分担するというのは、これ「同僚性を。みんなで分担して発揮する」というのではなくて、高い給与をもらっている人あるいは主任手当——都教委は今これを作っていませんけれども、主任手当、こういうものは分配していくというほうが私はいいと思うんです。給料表は分けずに。

2-4でございしますが、暇のできた管理職が一層マネジメント業務に専念するということは管理強化です。イデオロギー色の濃い君が代、愛国心は、道徳の中で悪いほうの道徳です。そういうものを強制してくる。

2-5です。これは、主任教諭に合格した人が、君が代に不起立だというだけで取り消された事例が複数ございます。

2-6は、吉村氏は中教審において、「非常にこれだけ主任教諭と主幹教諭は給料が違います」、あるいは「教諭と主任教諭も違います」。そういう金で出世欲をあおるような都教委のやり方は、間違っています。

[高木教育長職務代理者]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

では、まとめます。2-7です。担任手当は、私はいいと思うんです。しかし、管理職手当の増額は絶対反対です。幸い法制化されませんでした。

高木さん、最後です。2-8。これは、教職調整額のほうこそ増やすべきではないかと思えます。

ということで、今度、高木さんに代わりましたけれども、ぜひ質問してください。何でも答えますので、お願いしますよ。深めましょう、議論を。表面的なことではなくて。

では、これで終わりますので、質問をお願いします。

[高木教育長職務代理者]

この件につきまして御質問がございましたらお願いします。

[請願者]

ぜひお願いします。

[高木教育長職務代理者]

なければ、御意見を伺います。真野委員。

[真野委員]

先ほどは御説明ありがとうございました。請願内容をしっかり読ませていただきました。その上でなんですが、この請願内容は、請願者の考えに基づく一方的な主義主張であって、日野市の教育委員会がこの請願を採択するに当たる正当な理由が読み取れませんでした。したがって、私は不採択と判断いたしました。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございました。本請願を読ませていただきました。「標題に係る請願の背景と、具体的事実等」及び「具体的請願事項」、2-1から2-8について読みましたが、本請願は請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願を拝読いたしました。また、今ほど請願者による説明も伺いました。ありがとうございました。

その上で、請願並びにその背景も含め、日野市教育委員会で取り上げなければならない理由を見いだすことはできませんでした。よって、不採択と考えます。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

それでは、私、高木も意見を述べさせていただきます。

本請願は、私自身、不採択と考えます。

その理由についてですが、本請願は、「2 具体的請願事項」として2-1項から2-8項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願書などをよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項について日野市教育委員会として採択すべき具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で本請願は不採択と考えます。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

委員の皆様のお意見としては、不採択という御意見が多いようですので、24年3月13日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見書を出そう等の請願、これを不採択とすることとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしとのことですので、請願第7-1号については、不採択とすることに決しました。

これより議案第5号及び議案第8号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和7年度第1回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

閉会 14時39分